

お知らせ

ワシントン条約:ブラジルにおけるカイマンの飼育及び取引について

2025年8月8日

経済産業省貿易経済安全保障局
貿易管理部野生動植物貿易審査室

ワシントン条約事務局より、1994年3月10日付けでブラジル連邦共和国からカイマンの飼育及び取引に関する通知(No. 781)が発出されています。

No. 781

<https://cites.org/sites/default/files/eng/notif/1994/781.shtml>

【参考】ブラジル管理当局からの通知(No. 781)について(和訳・概要)

- ・飼育事業の登録: ブラジルの管理当局は、Caiman crocodilus crocodilus 及び Caiman crocodilus yacare の皮を生産する75の飼育事業を登録しており、一部はすでに輸出を開始している。
- ・輸出条件:
 - ・輸出される皮は「ウェットブルー」プロセスでタンニングされている必要があり、生皮や塩漬け皮の輸出は禁止。
 - ・輸出が認可される皮の幅は18cm以上で、15cmから18cmの皮は年間生産量の最大12%まで輸出可能。
 - ・骨片を含む皮の取引は、特定の登録された飼育事業からのみ認可され、3年の期間が経過した後は骨片を含まない皮のみが取引可能となる。
- ・輸入の注意点: 各締約国は、ブラジルからの飼育標本の輸入を認可する前に、上記の要件に従っているか確認し、違反の試みがあればIBAMAまたは事務局に通知することが求められている。

【本件に関するお問い合わせ先】

経済産業省貿易経済安全保障局貿易管理部 野生動植物貿易審査室

電話 03-3501-1723